

**令和3年度コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業映像制作業務
公募型プロポーザル審査要領**

1 目的

令和3年度コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業映像制作業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和3年度コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業映像制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

3 審査委員会の構成等

(1) 任務

審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

審査委員は次に掲げる者とし、委員長は公益財団法人長野県テクノ財団専務理事が当たる。

	所属	職名	備考
1	長野県テクノ財団	専務理事	委員長
2	長野県テクノ財団	事務局長	
3	長野県テクノ財団イノベーション推進部	次長	
4	長野県テクノ財団信州 IT バレー推進室	プロジェクトマネージャー	
5	長野県テクノ財団信州 IT バレー推進室	AI・IoT 活用コーディネータ	

(3) 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

4 審査方法等

(1) 審査対象 企画提案書及び添付書類

(2) 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

(3) 採点方法 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

5 委託候補者の決定

(1) 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点により評価し、項目ごとの各委員評価点の平均点を「委員会評価点」とする。

(2) 委員会評価点合計の平均が 60 点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を見積業者に選定する。ただし、項目ごとの評価点が各配点上限の 4 割に満たない場合は不採用とする。

評価点合計の平均が同点の際には、審査委員の協議により決定する。

(別添)

令和3年度コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業映像制作業務
プロポーザル審査基準表

審査項目	審査内容 (要求内容)	配点
1 現状把握	信州 IT バレー構想及び信州 IT バレー推進協議会の内容について正しく把握しているか。 コンソーシアム活用型 IT ビジネス創出支援事業の目的及び内容について理解しているか。	20
2 デザイン性	効果的、魅力的に伝わるデザインとなっているか。 タブレット及びスマートフォンでの閲覧を想定したデザインとなっているか。 SNS 等広報に関するトレンドを意識したデザインとなっているか。	20
3 全体構成	信州 IT バレー構想及び信州 IT バレー推進協議会の PR として活用できるものを想定しているか。 BtoB 向けとして展示会等で活用できるものを想定しているか。 複数のブラウザでの閲覧を想定し、最新のウェブ基準に対応しているか。	20
4 履行の確実性	本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制が提案されているか。 適切なスケジュール設定及び業務管理体制が提案されているか。	20
5 費用の妥当性	提案内容に対して、適切な経費が見積もられており、ランニングコストを考慮しているか。	20
合計		100

審査は、別添審査票を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、さほど評価できないものは「可」、また特別に優れていると判断できるものは「優」、また特別に評価できないものは「不可」とする。
配点は次のとおりとする。

20点満点 優が20点、良が16点、普通が12点、可が8点、不可が0点